

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を  
改正する規程のあらまし

- 1 水道法の一部改正等に伴い、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定に更新制を導入するに当たり、新たに指定の更新に係る手続を規定するとともに、指定事業者の指定の基準を改めるなど、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和元年9月14日及び同年10月1日から施行します。